



# 佐賀県公報

平成16年  
10月4日  
(月曜日)  
第12515号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

## 目次

○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止及び変更	(六一五・地域福祉課)	一
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(六一六・)	二
○生活保護法に基づく訪問看護事業者の指定	(六一七・)	二
○生活保護法に基づく施術機関の指定	(六一八・)	二
○吉野ヶ里歴史公園の入園料等を免除する日	(六一九・まちづくり推進課)	二
○保安林の解除	(六二〇・森林整備課)	三
○保安林予定森林	(六二一・)	三
○解除予定保安林	(六二二・)	三
○道路の区域の変更	(六二三・道路課)	四
○道路の供用開始	(六二四・)	四
○道路の区域の変更	(六二五・)	四
○道路の供用開始	(六二六・)	四
○道路の区域の変更	(六二七・)	五
○道路の供用開始	(六二八・)	五
○道路の区域の変更	(六二九・)	五
○道路の供用開始	(六三〇・)	六
○農地保有合理化事業規程の変更承認	(農産課)	六
<b>選挙管理委員会事項</b>		
○政治資金規正法に基づく政治団体の公表	(告示・四六)	六
○政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動	( " ・四七)	七
○政治資金規正法に基づく政治団体の解散	( " ・四八)	九

## ○ 告 示

### 正 誤

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の公表 ( " ・四九) 九

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動 ( " ・五〇) 九

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し ( " ・五一) 二〇

○平成十六年九月八日付け佐賀県公報号外中訂正 (監査委員事務局) 一〇

### ●佐賀県告示第六百十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止及び変更の届出があった。

平成十六年十月四日

佐賀県知事 古川 康

### 一 廃止医療機関

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
むなかた泌尿器科	佐賀市兵庫町大字瓦町一〇九六番地二	平成一六・六・三〇
くろいわ子供内科	佐賀市南佐賀一丁目一三番五号	平成一六・八・一
有限会社ワサキ調剤薬局	佐賀市水ヶ江四丁目二番二三号	平成一六・六・一
ひよこ薬局	佐賀郡川副町大字福富八二九番地七	平成一六・八・一
山本薬局	小城郡小城町一七四番地一	"

二 変更医療機関

旧	新	名称	所在地	変更年月日
医療法人本多整形外科				

●佐賀県告示第六百十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成十六年十月四日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定年月日
グリーンクリニック	佐賀市駅前中央二丁目五番一〇号	平成一六・八・一
オーラルケアプラザ らいおん歯科クリニック	佐賀市高木瀬町大字東高木二二五番地六	〃
カワサキ薬局	佐賀市水ヶ江二丁目一〇番三〇号	平成一六・六・一
バルーン薬局	多久市東多久町大字別府四二二五番地三	平成一六・八・一
ひよこ薬局	佐賀郡川副町大字福富八二九番地七	〃
山本薬局	小城郡小城町一七四番地一	〃

●佐賀県告示第六百十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の訪問看護事業者を

指定した。

平成十六年十月四日

佐賀県知事 古川 康

- 一 指定年月日 平成十六年七月一日
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 特定非営利活動法人訪問看護ステーション陽だまり  
所在地 佐賀市鍋島町大字八戸三千百三十八番地
- 三 事業所の名称及び所在地  
名称 特定非営利活動法人訪問看護ステーション陽だまり  
所在地 佐賀市鍋島町大字八戸三千百三十八番地

●佐賀県告示第六百十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する機関として、次の施術機関を指定した。

平成十六年十月四日

佐賀県知事 古川 康

施術機関名	所在地	指定年月日
伊藤治療院	唐津市八幡町七五三番地二六	平成一六・八・一
整骨院スツキリ ステーション	唐津市新興町二九一九番地二	〃

●佐賀県告示第六百十九号

佐賀県立都市公園条例(昭和三十六年佐賀県条例第三十二号)第十条第五号に規定する知事が別に定める日を次のとおり定めた。

平成十六年十月四日

<p>佐賀県知事 古川 康</p>	<p>年 月 日</p> <p>平成一六年一〇月二三日</p> <p>平成一六年一〇月二四日</p>	<p>免除する使用料等</p> <p>入園料及び駐車場の使用料</p> <p>”</p>	<p>●佐賀県告示第六百二十号</p> <p>森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。</p> <p>平成十六年十月四日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <p>一(一) 解除に係る保安林の所在場所 東松浦郡呼子町大字大友字畑ケ田八四五三の一</p> <p>一(二) 保安林として指定された目的 風害の防備</p> <p>一(三) 解除の理由 指定理由の消滅のため</p> <p>二(一) 解除に係る保安林の所在場所 東松浦郡呼子町大字大友字畑ケ田八四五三の一</p> <p>二(二) 保安林として指定された目的 潮害の防備</p> <p>二(三) 解除の理由 指定理由の消滅のため</p> <p>●佐賀県告示第六百二十一号</p> <p>次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。</p>
-------------------	--	--	--

<p>平成十六年十月四日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>	<p>一 保安林予定森林の所在場所 鹿島市大字山浦字丸木庭丙三三三八</p> <p>二 指定の目的 水源のかん養</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>一(一) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>一(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び鹿島市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>●佐賀県告示第六百二十二号</p> <p>次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。</p> <p>平成十六年十月四日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <p>一 解除予定に係る保安林の所在場所 鹿島市大字三河内字坂垢丙一八九一の二、字横竹丁二一八五の四</p> <p>二 保安林として指定された目的 水源のかん養</p> <p>三 解除の理由 道路用地とするため</p>
------------------------------------	---

●佐賀県告示第六百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年十月四日から平成十六年十一月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年十月四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	前	後			
県道 佐賀川久保鳥栖線	三養基郡中原町大字養原字本村三二八八番一地从先から	二〇・二	後	〇・二	八〇六・〇
	三養基郡中原町大字養原字吉原三九五七番一地从先まで	一〇・二			
県道 佐賀川久保鳥栖線	三養基郡中原町大字養原字本村三二八八番一地从先から	一九・二	前	八・〇	八〇六・四
	三養基郡中原町大字養原字吉原三九五七番一地从先まで	八・〇			

●佐賀県告示第六百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十六年十月四日から平成十六年十一月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年十月四日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
-----	---------	---------

県道 佐賀川久保鳥栖線	三養基郡中原町大字養原字本村三二八八番一地从先から 三養基郡中原町大字養原字吉原三九五七番一地从先まで	平成一六・一〇・四
----------------	--	-----------

●佐賀県告示第六百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年十月四日から平成十六年十一月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年十月四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	前	後			
県道 七山巖木線	東松浦郡巖木町大字浦川内字天神森六一六番一地从先から	二五・〇	後	八・二	五〇六・五
	東松浦郡巖木町大字牧瀬字一ト踊七五番一七地从先まで	八・二			
県道 七山巖木線	東松浦郡巖木町大字浦川内字天神森六一六番一地从先から	一三・七	前	七・六	五〇八・四
	東松浦郡巖木町大字牧瀬字一ト踊七五番一七地从先まで	七・六			

●佐賀県告示第六百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十六年十月四日から平成十六年十一月三日

<p>●佐賀県告示第六百二十八号</p>	<p>道路の種類及び路線名</p>		<p>道路の区間</p>		<p>変更前後の別</p>	<p>幅員メートル</p>	<p>延長メートル</p>
	<p>山崎町切線</p>		<p>東松浦郡相知町大字田頭字牧ノ内四〇九番一地从先から</p>		<p>後</p>	<p>一六・五</p>	<p>一九〇・五</p>
	<p>東松浦郡相知町大字田頭字牧ノ内四六番六地先まで</p>		<p>東松浦郡相知町大字田頭字牧ノ内四〇九番一地从先から</p>		<p>前</p>	<p>一六・三</p>	<p>一八七・二</p>
	<p>東松浦郡相知町大字田頭字牧ノ内四四六番六地先まで</p>		<p>東松浦郡相知町大字田頭字牧ノ内四〇九番一地从先から</p>		<p>四・九</p>	<p>一八七・二</p>	
<p>●佐賀県告示第六百二十七号</p> <p>道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。</p> <p>その区域を表示した図面は、平成十六年十月四日から平成十六年十一月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十六年十月四日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>							
<p>●佐賀県告示第六百二十九号</p> <p>道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。</p> <p>その区域を表示した図面は、平成十六年十月四日から平成十六年十一月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十六年十月四日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>							
<p>道路の種類及び路線名</p>		<p>道路の区間</p>		<p>変更前後の別</p>	<p>幅員メートル</p>	<p>延長メートル</p>	
<p>山崎町切線</p>		<p>東松浦郡相知町大字田頭字牧ノ内四〇九番一地从先から</p>		<p>後</p>	<p>四六・〇</p>	<p>二〇四・八</p>	
<p>東松浦郡相知町大字田頭字牧ノ内四四四番七地先まで</p>		<p>東松浦郡相知町大字田頭字牧ノ内四〇九番一地从先から</p>		<p>前</p>	<p>四六・〇</p>	<p>二〇四・八</p>	
<p>東松浦郡相知町大字田頭字下崎野丁二四六三番一〇地先から</p>		<p>東松浦郡相知町大字田頭字上崎野丁二四四五番七地先まで</p>		<p>一八・四</p>	<p>一七・七</p>		
<p>東松浦郡相知町大字大浦字下崎野丁二四六三番一〇地先から</p>		<p>東松浦郡相知町大字大浦字上崎野丁二四四五番七地先まで</p>		<p>四六・〇</p>	<p>一七・七</p>		
<p>東松浦郡相知町大字大浦字上崎野丁二四四五番七地先まで</p>		<p>東松浦郡相知町大字大浦字下崎野丁二四六三番一〇地先から</p>		<p>一七・七</p>	<p>一七・七</p>		
<p>●佐賀県告示第六百二十八号</p> <p>道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。</p> <p>その区間を表示した図面は、平成十六年十月四日から平成十六年十一月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十六年十月四日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>							
<p>道路の種類及び路線名</p>		<p>道路の区間</p>		<p>変更前後の別</p>	<p>幅員メートル</p>	<p>延長メートル</p>	
<p>山崎町切線</p>		<p>東松浦郡相知町大字田頭字牧ノ内四四六番六地先から</p>		<p>後</p>	<p>一六・一〇・四</p>	<p>一六・一〇・四</p>	
<p>東松浦郡相知町大字田頭字牧ノ内四四六番六地先まで</p>		<p>東松浦郡相知町大字田頭字牧ノ内四四六番六地先から</p>		<p>前</p>	<p>一六・一〇・四</p>	<p>一六・一〇・四</p>	
<p>東松浦郡相知町大字田頭字牧ノ内四四六番六地先まで</p>		<p>東松浦郡相知町大字田頭字牧ノ内四四六番六地先から</p>		<p>一六・一〇・四</p>	<p>一六・一〇・四</p>		

●佐賀県告示第六百三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
その区間を表示した図面は、平成十六年十月四日から平成十六年十一月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成十六年十月四日

佐賀県知事 古川 康

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日

一般国道 二〇七号	藤津郡太良町大字大浦字下崎野丁二四六三番 一〇地先から 藤津郡太良町大字大浦字上崎野丁二四四五番 七地先まで	平成一六・一〇・四
--------------	---	-----------

○ 公 告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第5項の規定により公告する。  
平成16年10月4日

佐賀県知事 古川 康

農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所	事業規程の変更承認に係る農地保有合理化事業の種類	事業規程の変更内容	変更の承認年月日
佐城農業協同組合 小城郡小城町東小路158番地1	農地売買等事業 (法第4条第2項第1号に規定する事業をいう。)	農地売買等事業実施における売渡し対象者の年齢要件変更等	平成16年9月22日

神埼郡農業協同組合 神埼郡神埼町大字鶴3456番地5	上場農業協同組合 東松浦郡鎮西町大字岩野269番地1	佐賀松浦農業協同組合 東松浦郡相知町大字中山3523番地1	社団法人鳥栖基山農業公社 鳥栖市神辺町95番地3	〃	〃	〃	〃
-------------------------------	-------------------------------	----------------------------------	-----------------------------	---	---	---	---

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第四十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。  
平成十六年十月四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 政党

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党 佐賀県杵島郡第四支部	石倉 秀郷	池田 和幸	杵島郡江北町大字八町上古川内 棚六五二番地
自由民主党 佐賀県伊万里市第四支部	松尾 真介	松尾禮治郎	伊万里市瀬戸町二二三五一五
二 その他の政治団体			

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一政党	政党の名称	異動事項	新	旧
杉原豊喜後援会	福地輝雄	力武昭俊	杵島郡山内町大字鳥海一八四三 三二二	自由民主党佐賀県文教振興支部	主たる事務所の所在地		佐賀市鍋島三丁目一〇一	佐賀市鍋島三丁目一〇一 九州文教サービス(株)内
林富佳後援会	池田昭行	高塚正人	小城郡三日月町大字久米二二〇 九一	自由民主党三養基郡協議会	主たる事務所の所在地		三養基郡北茂安町大字 白壁二九〇二二二四	三養基郡北茂安町大字 江口三三二番地
堤まさゆき後援会	堤正之	堤いと代	佐賀市鍋島町八戸溝二〇七一一 H二〇二二	自由民主党佐賀県内航海運支部	代表者	牛島重憲	牛島重憲	宮原岩政
定松一生後援会	北川芳行	草野賢一郎	杵島郡有明町大字戸ヶ里二七七 四	自由民主党北茂安町支部	代表者	森春雄	森春雄	宮原宏典
岩尾幸代さんを応援する会	牟田洋子	三好美代子	佐賀市内二丁目二一五	自由民主党千代田町支部	主たる事務所の所在地		三養基郡北茂安町大字 白壁二九〇二二二四	三養基郡北茂安町大字 中津隈四一〇
佐賀県社会福祉政治連盟	諸隈正剛	石井忠彦	佐賀市鬼丸町七番一八号	自由民主党佐賀県協議会	代表者	牛島重憲	牛島重憲	中尾正
松本茂幸後援会	松本茂幸	貞包栄次	神埼郡神埼町大字本堀九三六番 地二	自由民主党佐賀県医療会支部	代表者	森春雄	森春雄	園田邦広
弘友和夫を励ます会	弘友和夫	太田幸一	佐賀市鍋島四一九八サン・ラ メールビル一階北側	自由民主党佐賀県土地改良支部	代表者	光吉清治	光吉清治	片江護
日本精神科病院協会 佐賀県支部政治連盟	井上克己	石丸大輔	佐賀市鍋島三丁目三番二〇号鍋 島シエスタビル三階	自由民主党佐賀県トラック物流支部	代表者	光吉清治	光吉清治	片江護
佐賀県商工青年政治連盟	宮地孝典	牧原康	神埼郡三田川町吉田二七七	自由民主党佐賀県鹿島市支部	代表者	沖田信光	沖田信光	凌俊朗
白武悟後援会	白武悟	白武嘉人	杵島郡白石町大字築切二六九五 番地の一	自由民主党佐賀県内航海運支部	代表者	福田大治郎	福田大治郎	中溝正人
小石弘和後援会	内田孝喜	小林陽一	鳥栖市萱方町一五一一九	自由民主党佐賀県内航海運支部	代表者	青木幸平	青木幸平	小池幸照
<b>●佐賀県選挙管理委員会告示第四十七号</b> 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。 平成十六年十月四日 佐賀県選挙管理委員会 委員長 松尾紀男				自由民主党佐賀県トラック物流支部	代表者	中村雄一郎	中村雄一郎	楠田一
				自由民主党佐賀県内航海運支部	代表者	馬渡雅敏	馬渡雅敏	桐山欣三
				自由民主党佐賀県内航海運支部	代表者	三好宏之	三好宏之	前田恭宏
				自由民主党佐賀県内航海運支部	代表者	石田恵	石田恵	平田常吉
				自由民主党佐賀県内航海運支部	代表者	前田清次郎	前田清次郎	小池善夫
				自由民主党佐賀県内航海運支部	代表者	石田恵	石田恵	平田常吉
				自由民主党佐賀県内航海運支部	代表者	三好宏之	三好宏之	前田恭宏
				自由民主党佐賀県内航海運支部	代表者	石田恵	石田恵	平田常吉
				自由民主党佐賀県内航海運支部	代表者	前田清次郎	前田清次郎	小池善夫
				自由民主党佐賀県内航海運支部	代表者	石田恵	石田恵	平田常吉





<p>●佐賀県選挙管理委員会告示第四十八号</p> <p>政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公表する。</p> <p>平成十六年十月四日</p> <p>佐賀県選挙管理委員会</p> <p>委員長 松尾紀男</p> <p>その他の政治団体</p>		<p>政治団体の名称</p> <p>代表者の氏名</p> <p>解散年月日</p>	<p>横田ひろき後援会</p> <p>中島哲夫</p> <p>平成一五年一二月三二日</p>	<p>林富佳後援会</p> <p>大坪正彦</p> <p>平成一二年一二月三二日</p>	<p>佐賀県社会福祉政治連盟</p> <p>諸隈正剛</p> <p>平成一六年三月三一日</p>	<p>ひぐち久俊後援会</p> <p>長沼富士男</p> <p>平成一六年四月二六日</p>	<p>俊政会</p> <p>樋口久俊</p> <p>〃</p>	<p>水田唯市後援会</p> <p>田原英征</p> <p>平成一六年四月三〇日</p>	<p>水田唯市政経懇話会</p> <p>水田唯市</p> <p>〃</p>	<p>川崎辰夫後援会</p> <p>田中豊</p> <p>〃</p>	<p>三村かほる後援会</p> <p>山口篤</p> <p>平成一五年一二月三二日</p>	<p>佐賀県商工青年政治連盟</p> <p>宮地孝典</p> <p>平成一六年六月三〇日</p>	<p>江島徳太郎後援会</p> <p>江島徳太郎</p> <p>平成一六年七月一五日</p>	<p>小石弘和後援会</p> <p>内田孝喜</p> <p>平成一六年八月一日</p>
<p>●佐賀県選挙管理委員会告示第四十九号</p> <p>政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。</p> <p>平成十六年十月四日</p> <p>佐賀県選挙管理委員会</p> <p>委員長 松尾紀男</p>		<p>資金管理団体の届出をした者の氏名</p> <p>公職の種類</p> <p>資金管理団体の名称</p> <p>主たる事務所の所在地</p> <p>代表者の氏名</p>	<p>堤正之</p> <p>佐賀市議会議員</p> <p>堤まさゆき後援会</p> <p>佐賀市鍋島町八戸溝二〇七一―H二〇二</p> <p>堤正之</p>	<p>●佐賀県選挙管理委員会告示第五十号</p> <p>政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。</p> <p>平成十六年十月四日</p> <p>佐賀県選挙管理委員会</p> <p>委員長 松尾紀男</p>										
<p>資金管理団体の名称</p> <p>異動事項</p> <p>新</p> <p>旧</p>	<p>清流会</p> <p>俊政会</p> <p>西村嘉宣後援会</p> <p>西村嘉宣後援会</p> <p>西村嘉宣後援会</p>	<p>主たる事務所の所在地</p> <p>主たる事務所の所在地</p> <p>主たる事務所の所在地</p> <p>主たる事務所の所在地</p> <p>主たる事務所の所在地</p>	<p>佐賀郡久保田町大字徳万二二九一―一</p> <p>佐賀市駅前中央一丁目一番一号</p> <p>佐賀市金立町大字金立二二二一四</p> <p>佐賀市金立町大字金立二二二一四</p> <p>佐賀市金立町大字金立二二二一四</p>	<p>佐賀郡久保田町大字徳万四六六一―一</p> <p>佐賀市兵庫町藤木二二〇一―二九</p> <p>佐賀市金立町大字金立二二二一五―三二</p> <p>佐賀市金立町大字金立二二二一四</p>										

●佐賀県選挙管理委員会告示第五十一号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。  
 平成十六年十月四日

佐賀県選挙管理委員会  
 委員長 松尾紀男

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	樋口久俊	佐賀県知事	佐賀市駅前中央一丁目一番一号	代表者の氏名	届出年月日
公職の種類	佐賀県知事	佐賀市駅前中央一丁目一番一号	佐賀市駅前中央一丁目一番一号	樋口久俊	平成一六年四月二六日
資金管理団体の名称	佐賀県知事	佐賀市駅前中央一丁目一番一号	佐賀市駅前中央一丁目一番一号	樋口久俊	平成一六年四月二六日
主たる事務所の所在地	佐賀市駅前中央一丁目一番一号	佐賀市駅前中央一丁目一番一号	佐賀市駅前中央一丁目一番一号	樋口久俊	平成一六年四月二六日
代表者の氏名	樋口久俊	佐賀市駅前中央一丁目一番一号	佐賀市駅前中央一丁目一番一号	樋口久俊	平成一六年四月二六日
届出年月日	平成一六年四月二六日	佐賀市駅前中央一丁目一番一号	佐賀市駅前中央一丁目一番一号	樋口久俊	平成一六年四月二六日

○正誤

平成十六年九月八日付け佐賀県公報号外中訂正

頁	簡所	誤	正
6	下段 右から九行目 及び十一行目	母 三 日 出 男	母 三 日 出 男

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年十月四日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 西部印刷企画(株)